

# 筑西広域市町村圏事務組合証人等の実費弁償に関する条例

平成 15 年 3 月 28 日条例第 7 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号

(実費の弁償)

**第 1 条** 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 207 条その他の法律に基づき、組合の機関の請求によって出頭又は参加した者(以下「証人等」という。)に対する実費の弁償に関しては、筑西市証人等の実費弁償に関する条例(平成 17 年筑西市条例第 35 号)の例による。

この場合において、同条例中「市長」とあるのは「管理者」と、「市議会」とあるのは「筑西広域市町村圏事務組合議会」と、「市職員」とあるのは「筑西広域市町村圏事務組合職員」と、「市の機関」とあるのは「筑西広域市町村圏事務組合の機関」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後の出頭又は参加に係る旅費について適用する。

附 則(平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号)

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。